

寒川町工事請負契約における単品スライド条項の適用

鋼材類及び燃料油が高騰している状況にかんがみ、寒川町公共工事請負契約約款第26条第5項の「単品スライド条項」を、寒川町の発注する工事について、次のとおり適用することとしました。

(1) 対象資材

鋼材類（H型鋼、異形棒鋼など）、燃料油（軽油など）

(2) 請負代金額変更の考え方

受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を寒川町が負担します。

(3) 適用日

平成20年8月5日

なお、詳細の運用基準については、今後策定し、公表します。

(参考) 単品スライド条項について

特定の建設資材の価格が著しく変動した場合における、請負代金額変更の規定

<寒川町公共工事請負契約約款第26条第5項>

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。